

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

P-220-口

社報 第三五號

昭和二十三年十一月二日 火曜日

日本製鐵株式會社

お知らせ

○注意書（事實の認定に對する異議及び私見）
持株會社整理委員會御中

法律第二百七號第三條の規定により指定した
日本製鐵株式會社の件
番號第一六六號
日附 昭和二十三年十月廿六日

主 意 書
事實の認定に對する異議及び私見

申立人（住所及社名）
東京都千代田區丸ノ内二丁目二番地
日本製鐵株式會社

（身分氏名印）
取締役社長 三 鬼 隆

事實の認定に對する異議及び意見
第一 總括的意見

一、去る九月十一日附渉外局發表の集中排除法運用に關する所謂四原則によればその第一項において集排法による命令を出すには會社が競争を制限しまたはそ

の重要な部分において他の者が獨立して事業に従事する機会を妨げるような明白な證據が示されること
が必要であることとなつてゐるが、我々としては日本製鐵株式會社についてはそうした事實はないと考
へる。

二、日鐵が創立せられたのは昭和九年であるが、國內において製鐵業の合同が計畫せられたのはそれより數年前、即ち昭和五、六年頃の經濟恐慌の真唯中であつた。當時わが國は印度銑を毎年二〇萬噸——四〇萬噸見當輸入してゐたが、印度銑のわが國に對するダンピングは猛烈であり昭和二年見當り四二圓二八であつたものが、同五年三五、七六同六年二五、九〇同七年二三、五〇といつた具合で、國內生産者もこれに對抗するためやむを得ずこれと平行して價格の引下げを行つた次第である。
従つて各社とも採算割れとなり銑鐵のメーカーは累年の赤字に極度の經營難に陥つてゐたわけである。當時あたかも昭和五年以降世界的な經濟恐慌に際會して銑鐵のみならず、鋼材業者もコスト割の低價格に悩まされ昭和五年以降主要製鋼業者の綜合成績は

社報第三五號 昭和二十三年十一月二日

一四九

T. Komoto

社報第三五號 昭和二十三年十一月二日

赤字の連続という惨状たる状態であつた。政府においてもこの状態を放置することが出来なかつたので有力製鋼業者を統合してこの難局に處するため迂余曲折を経た努力の後生れたのが日本製鐵株式会社である。

従つて日鐵設立の趣旨は當時の議會における議事録を見ても明らかとなり、製鐵業本来の性質から要望せられるところの大規模經營によつて作業を合理化し、設備の改善による生産費の低下、資本の二重投下の排除というようなことを直接の目的としたものであり、これによつてわが國における製鋼業の存立を維持し、あわせて一般需要者に低廉良質の商品を提供しようとしたものであつて、獨占利潤の追求等の如きは日鐵として創立の當初から全然意圖せざるところであつた。

三、日鐵の生産能力および實生産高の對全國比を見ればつぎのとおりである。

生産能力	鉄 鐵		鋼 塊		鋼 材	
	%	%	%	%	%	%
昭和九年	九六・八	四二・〇	四〇・三			
一六年	七五・〇	三五・七	三九・四			
二二年	七一・四	三四・六	三九・六			
實生産高						

昭和九年 九七・〇 五〇・〇 四五・二
一六年 七七・三 四五・〇 四五・二
二二年 七四・〇 三二・八 二三・九
即ち大勢として當社の占める對全國比は逐年低下の傾向を辿つていたのであつて、これはとりもなほさず當社が獨占的勢力を振つて他の者が獨立して企業を営むことを妨げていなかつた證據であるといひ得る。

四、獨占の弊害が論ぜられる場合、いはゆる獨占價格を人為的に設定して不當の利潤をむさほり消費者一般に不利を與えることが最大の害悪と目せられるのであるが、當社の方針および過去の實績は全くこれと逆であつて、當社は常に鐵鋼價格の不當なつり上げに反對し消費者の利益を擁護することと努力、公益と企業の利潤追求との間の適正な是正に貢獻して来たことは社會一般の認められるところであると信じて疑わなう。

五、つぎに當社の商品販賣の内容を見るに最終製品たる鋼材の他に鉄鐵および半製品の販賣が相當量に上つてゐる。鐵鋼は半製品で賣るよりも鋼材の仕上げ、或は更に二次製品に加工して販賣する方が利益が大ぜいことは常識であるが、當社はあえて鉄鐵および半製品を他の單獨平爐以下の鐵鋼メーカーに供給す

ることによつて國內の一般鐵鋼メーカーに多大の貢獻をなして來たものである。
當社の輪西および釜石の各生産設備能力の構成比率を見れば

鉄 鐵 鋼 塊 鋼 材

輪西 三〇五・三 一五四・五 一〇〇・〇
釜石 一三四・六 一一九・九 一〇〇・〇
となつており、製鐵製鋼能力に比し壓延能力がかくの如く著しく低いことは、右の方針を明らかにするものである。即ち鉄鐵半製品という如く、その製造のためには多大の資金を要し、しかも利潤の薄い部門を當社が擔當して他の鐵鋼メーカーの便益を計るといふ特異な運籌を續けてきたものであつて、この點當社は一般鐵鋼業界に對し獨占的威力をもつてこれを壓迫したかの如き非難とは全く反對の作用を營んで來たものであるということが出来る。

またこのことは今直ちに當社を二分割すれば輪西、釜石を含む第二會社が經營上苦境に立たざるを得ないといふことの大なる原因ともなつてゐる次第である。

六、つぎに當社が過去において諸種の統制團體に加盟したといふ事實および多數の會社に投資したといふ事

實も問題とされてゐるが、統制團體における當社の動きは常に前記のとおり業者と公衆との利益の調和に努めたものであり、關係會社に對する投資の如きもその内容を仔細に検討すれば明らかとなり業界における獨占を意圖した投資は行つてゐない。
また現状においては各種統制團體はすべて消滅しており關係會社に對する持株はすべて持株會社整理委員會に譲渡を終つて關係は消滅してゐるので現在の日鐵を論ずるにはなんらの意味もないことと考ふる次第である。

第二 各項目に對する意見及意見

一、12項において日鐵が競争を制限し、他のものに對し、機會をさまたげているといふことは當らない。
二、456項において日鐵を二分割しても能力においてほぼ四敵する二會社となり操業能率を著しく低下せしめないで獨立して競争せしめることが出來ると主張してあるが、このことは必ずしも分割せねばならぬといふ論據にはなり得ないものと考ふる。

しかし、參考のために我々の意見を申述べるならば、輪西、釜石、富士の三工場をもつて構成する第二會社は、他の場所でも論じたとおり高爐平爐および壓延能力相互間の均衡が取れておらず、獨立企業としては弱點を有しており、特に現在の如き低操業

の下においては、これを分離すれば採算上甚だ困難な状態に陥るおそれがある。

三、7項以下は右の競争制限、獨占と見られる要因の一部として引例された事項であるが、その各項について誤解に基づくと思われる事項や慎重な考慮が拂われねばならない點が尠くない。

四、10項において當社の各種製品の生産能力の對全國比が掲げられているが、その数字には若干の疑義がある。即ち

(1) のコークスの對全國比が七二・七%となつてゐるが、全國能力が論點となるものならば、當然ガス業者その他コークス生産設備をも含めたものと考へるべきであり、この場合には當社の比率は約四〇%見當である。

(2) (3) の製鉄能力、製鋼能力はそれぞれ八五・九%、四一・八%となつてゐるが、これは算定基準の相違する「ストライク報告」と當社の報告との双方から算出したための誤りであつて、同一基準の数字を取つてその比率を算出すればそれぞれ七一・四%、三九・六%である。

(4) 以下は鋼材の品種別に當社の生産能力の對全國比を掲げているが、一社の生産能力の大きさを論ずる場合、品種別でなくその總計をもつて論ずるのが

至當と考へる。

當社の生産能力の總計の對全國比は三九・六%である。

12項について昭和九年當社設立當初より現在迄の當社能力對全國比の推移を記載すればつぎのとおりである。

昭和九年	同十二年	現 在
鉄 鐵	九六・八%	八四・五% 七一・四%
鋼 塊	四二・〇%	四〇・九% 三四・六%
鋼 材	四〇・三%	四〇・四% 三九・六%

なお昭和九年を一〇〇%として日鐵の生産能力の擴張と他會社(合計)のそれとを比較するならば、つぎのとおりである。

昭和九年	同十二年	現 在
鉄 鐵	一〇〇% 二二八%	二四五%(日鐵)
鋼 塊	一〇〇% 六八〇%	二、八八四(他社)
鋼 材	一〇〇% 一四〇%	二、三三八(日鐵)
	一〇〇% 一四六%	三、二二三(他社)
	一〇〇% 二二二%	一七六(日鐵)
	一〇〇% 二二二%	一八二(他社)

五、13項は株式保有によつて二十三會社その他を支配したとあるが、これをもつて獨占支配を企圖したものとすれば、全く誤つた見解といわねばならぬ。

即ち日鐵の投資は政府の指示、勸奨によるもの、統制會社への投資を削減されたもの、または法令の實施に伴い止むを得ずなされたものが大部分であり、その他の自發的投資といえども自家使用を助うためのものであつて、他の企業を阻害し、獨占的意義を持つようなものはない。

なお現在ではかかる保有株式はすべて持株會社整理委員會に譲渡を終りこれらの會社と日鐵との關係は消滅しているのである。

六

15項において當社の主要工場はそれぞれ一單位をなしているから相互關係は殆どないと述べられてあるが、八幡を除く當社各工場の設備の配置ならびに運営の方針は、相互にこれを獨立の單位として完全なものとするという行き方ではなく、相互の弱點を補つて、これを總合して經營が成立するような方法で設備の擴張をして來ているのである。

例えば釜石は大形、小形鋼材を中心とし、輪西は線材、中小形、廣畑は厚板のみの生産設備である。右の如くそれぞれ單純な製品を大量に生産することによつて消費者に廉價にこれを供給し、また景氣變動に對しては、彼此相補つて始めて經營の安定性を期待し得るのである。特に輪西、釜石においては鉄鐵、半製品等利潤の點では比較的不利な品種を供給

して他の鐵鋼業者の便に供するといふ如き、日本の國內鐵鋼業の實狀に沿う特異な運営が出来たのも、一方の不利な點を八幡がカバーする等、綜合的な經營方針を持つて來たからである。

以上の如く各工場は直接作業そのもの、關連性よりも企業經營上相互に依存し合ふ關係に置かれていたのである。

七

16項は日鐵鐵業株式會社に關する事が述べられてあるが、同社の鑛山炭坑は元來日鐵合同前の各製鐵所が所有していたものであり、地域的にもそれぞれの製鐵所に近接しそれぞれの原料を供給していたものを經營能率化のため出資獨立したものであつて、日鐵の株式を所有したことから原料を供給されることは全く自然の事である。

またこれが原料の獨占を企圖したものでない事は、日鐵鐵業からの供給量が日鐵の原料使用量に對し鑛石について僅かに二〇・一%、石炭については僅かに一八・八%（以上昭和一五—一七年平均）という事實から見ても明らかである。これに加えてわが國の鐵鋼業は海外より多量の鐵鑛石および原料用炭の輸入を必要とするものであつて、全國の鑛石生産量は輸入を合む全國使用量に對して平時においては僅かに一五%乃至二〇%見當であり、従つて日鐵鐵業

社報第三五號 昭和二十三年十一月二日

の株式を保有することが原料獨占というが如き重要性を待たないことは明白である。

八、17項は日鐵が各種統制機關に參加した事について述べられてあるが、戰時統制を中心としてあらゆる會社が同様に政府の命令、しようによつて參加せしめられたものであつて、なんら特殊な利益を約束された事實もなくまた現在ではかかる機關は消滅している。

九、18項は日鐵合同當時の事情と合同後の他への影響について述べ、その強大な支配力と價格決定に關する効果とが論ぜられてゐるが、日鐵合同は國民經濟的見地から政府の發議により議會において認められたものであつて、各會社の參加は強制的なものではなかつた。當時日本の鐵鋼製造業は印度鐵その他の壓迫のため窮境に陥つていたためこれら企業との合同によつてわが國の鐵鋼一貫作業を維持し、經營の合理化を促進し、良質廉價の商品を提供して公共の利益を計らんとしたもので、なんら獨占的利潤を意圖したのではない。
なお「日鐵の特質」という論說の引用例二、三によつても説明を加えるならば、寧ろ當社は戦後、大形等において捷徑的或は經濟的に他社が生産を困難とするような設備と技術の要求に應ずるため、當社が

これを生産したという事實を述べたに過ぎないのである。この場合當社がその生産をあくまで獨占したとか、或はこれにより獨占利潤を得たという事實はない。

右の事情であるから19項において日鐵の歴史が競争排除の歴史であるという事は全く當らない。輪西、釜石その他の合併參加會社は操業中とはいへ極度の經營難に陥つていたのであり、いわば病的状態にある企業が議會の協賛の下に合同してその生存を維持したまでのものであつて、獨占を意圖し、不當な利益を目的とするようなことは全くなかつた。

十、20項によれば、日鐵は統制協定によつて特別な利益を得たとあるが、統制機關に關しては、既に八において述べたとおりであり、また日本鋼管との間にかゝる利益を目的とした協定は存在しなかつた。

十一、222324項において日鐵はその生産能力において市場を支配し、競争を排除しうる力を有するとあるが、かかる潜在能力を有することが直ちに公共の利益に反するとは考えられない。米國においてもU・S・スチール會社は巨大な潜在能力を有するけれども、競争ある活動をしていないといふことによつて、反トラスト法の適用を免れてゐると聞及んでゐる。これに加えてわが國鐵鋼業の特殊性を考慮する

ならば、その資源は極めて貧乏であり、全産業に影響ある鐵鋼業は全く弱い弱な基礎の上に立たねばならないために、前述の如く日鐵はその設立によつて鐵鋼業の潰滅を防止し、爾來わが國鐵鋼業全般の育成發達に努めて來た次第であつて、その國民經濟上における公共的役割と存在意義は周知の事實である。

なおまた當社の能力が大きいということから生ずる將來の懸念に對しては獨占禁止法によつて充分防止されるであらう。

十二、聽聞會に於ける口頭陳述の許可申請

過度經濟力集中排除法手續規則第三十六條第四項により申立人は聽聞會において左の陳述者により本注意書に基いて口頭で陳述する事を許可されんことをここに申請する。

口頭陳述者

- 社長 三 鬼 隆
- 常務取締役 永 野 重 雄
- 取締役 小 野 清 造

社報第三五號 昭和二十三年十一月二日